

第9回八街市農業委員会総会

平成28年9月16日

八街市農業委員会

平成28年第9回農業委員会総会

平成28年9月16日午後3時30分 八街市農業委員会総会を
八街市役所第1会議室に招集し、内容は次のとおりである。

1. 出席者

- | | | |
|----------|-----------|-----------|
| 1. 内藤 富夫 | 9. 森 邦央 | 16. 日暮 守信 |
| 2. 船木 勝利 | 10. 武藤 功 | 17. 石井とよ子 |
| 3. 岩品 要助 | 11. 長谷川英雄 | 18. 鈴木 勝雄 |
| 4. 池田 寿男 | 12. 宇都木邦雄 | 19. 保谷 俊雄 |
| 6. 林 和弘 | 13. 中村 勝行 | 20. 金子 正弘 |
| 7. 山本 重文 | 14. 長野 猛志 | 21. 中川 利夫 |
| 8. 高橋 猛 | 15. 小川 正夫 | 22. 三須 裕司 |

2. 欠席者

5. 貫井 正美

3. 事務局

事務局長	川崎 義之	主 査	宮内 清志
副 主 幹	梅澤 孝行	主 査 補	浅井 久子

4. 議決事項

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第4号 農用地利用集積計画の承認について
議案第5号 農用地利用配分計画（案）の承認について

5. その他

- 報告第1号 農地法第5条第1項第1号の規定による農地転用の届出について
報告第2号 農用地利用集積計画の中途解約に係る通知について

○川崎事務局長

開会を宣す。(午後3時30分)

○三須会長

平成28年第9回総会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は大変忙しいところ、委員多数の出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

このところ、台風、豪雨、長雨と天候不順の日が続いております。農作物の被害も多くあることと思います。皆様農業者におきましては、努力と皆さんの技術によって災害を最小限で乗り越えていただくよう、心より祈念しております。

さて、今月の案件につきましては、農地法第3条、第4条、第5条、本体で8件、農地利用集積計画10件、農地利用配分計画4件、総件数で22件が提出されております。慎重審議をお願いし、開会の挨拶といたします。

ただいまの出席委員は21名です。委員定数の半数以上を達しておりますので、この総会は成立いたしました。なお、貫井委員より欠席の届出がありましたので、報告いたします。

それでは、日程に従いまして、会務報告をお願いいたします。

○川崎事務局長

会務報告をいたします。

8月25日水曜日、午後1時半より転用事実確認現地調査、市内において鈴木部長、内藤副部長、日暮委員で行いました。

続きまして、9月5日月曜日、午後1時半より転用事実確認現地調査、やはり市内でございます、林部長、船木委員、石井委員で行いました。

9月13日火曜日、午後1時半より転用事実確認、市内でございます、長谷川委員、宇都木委員、日暮委員、保谷委員で行いました。

なお、9月14日水曜日に予定しておりました部会面接につきましては、案件がなかったため行いませんでした。

以上でございます。

○三須会長

次に、議事録署名人の選任についてでございますが、議長からの指名でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○三須会長

異議なしということですので、こちらからご指名申し上げます。

今月は議席番号11番、長谷川委員、12番、宇都木委員をお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局、説明願います。

○梅澤副主幹

それでは、議案書3ページをごらんください。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

番号1、区分、地上権、所在、八街字中土手、地目、畑、面積496平方メートル。権利者事由は、農地の借受者が耕作を継続しながら上部に地上権を設定して、安定した収入を得たい。義務者事由は、権利者から要望されたため。なお、本件は議案第3号、2番に関連しております。

続きまして、番号2、区分、地上権、所在、八街字中土手、地目、畑、面積は3筆合計で1,500平方メートル。権利者事由は、農地の借受者が耕作を継続しながら上部に地上権を設定して、安定した収入を得たい。義務者事由は、権利者からの要望のため。なお、本件は議案第3号3番に関連しております。

以上です。

○三須会長

議案の説明が終わりましたが、議案第1号、1番については議案第3号、2番に、議案第1号、2番については議案第3号、3番に関連しておりますので、後ほど担当委員の調査報告をお願いいたします。

次に、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局、説明願います。

○宮内主査

それでは、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

番号1、所在、八街字屋敷添地先、地目、畑、面積2,304平方メートルです。転用目的は、貸駐車場用地です。転用事由は、貸家事業を行っている権利者が、駐車場の不足から、近隣の飲食店やアパート経営者からの要望もあり、あわせて当該申請地を駐車場として整備し、貸し付けるものです。農地の区分は、公共施設を中心とした半径1キロメートル以内の区域で、宅地割合が40パーセントを超えることから、第2種農地と判断されます。

以上です。

○三須会長

議案の説明が終わりましたので、担当委員の調査報告をお願いいたします。

○長谷川委員

調査報告を申し上げます。

まず、立地基準ですが、申請地は八街駅から北へ約1キロメートルに位置し、市指定道路に面しており、進入路は確保されております。農地性としては、農地であるため、事務指針の27ページの⑤の(a)の(i)に該当するため、第2種農地として判断いたしました。

次に、一般基準ですが、本申請は貸駐車場用地ということですが、申請面積は2,304平方メートルであり、面積妥当と思われまます。資金につきましては、自己資金にて賄う計画となっております。事業計画ですが、現地盤を利用するため、土砂の流出はありません。また、雨水は自然浸透、用水、汚水、雑排水はなしです。工事中に関しましても、通勤、通学の時間帯は資材の搬出入は行わないとのこと。

権利者は近くに貸家8軒を所有しており、駐車場が必要であるということ、また、近くの飲食店で、宴会などに駐車場を利用したい、また、アパート経営者など不動産業者からの駐車場を借りたいという要望があったということです。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに、本案件は何ら問題ないものと思われます。以上です。

○三須会長

担当委員の調査報告が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。何かございませんでしょうか。

(「質疑なし」の声あり)

○三須会長

質疑なしということですので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第2号、1番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○三須会長

挙手全員でありますので、議案第2号、1番については許可相当で決定いたします。

次に、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局、説明願います。

○宮内主査

それでは、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

番号1、所在、八街字屋敷添地先、地目、畑、面積152平方メートルほか7筆、計8筆の合計登記簿面積2,817.46平方メートル、実測面積2,912.08平方メートルです。区分は、売買です。転用目的は、建売分譲住宅用地です。転用事由は、不動産業を営む権利者が、住宅11棟の建築と販売をするものです。農地の区分は、公共施設を中心とした半径1キロメートル以内の区域で、宅地割合が40パーセントを超えることから、第2種農地と判断されます。なお、本件は1,000平方メートル以上の土地に対する建築行為となります。これは開発行為に該当し、都市計画法との調整が必要となりますので、その旨、意見に付すことが妥当と思われます。

続いて番号2、番号3は同一状況により、一括してご説明いたします。番号2、所在、八街字中土手地先、地目、畑、面積496平方メートルのうち0.34平方メートルです。番号3、所在、地目同じく、面積501平方メートルのうち0.35平方メートルほか2筆の一部、計3筆の合計面積1,500平方メートルのうち1.04平方メートルです。区分は、一時転用で、使用貸借です。転用目的は、営農型太陽光発電設備用地です。転用事由は、農地の借受者が耕作を継続しながら上部に地上権を設定して、営農型太陽光発電事業を行い、安定した収入を得るものです。農地の区分は、農用地域内にある広がりのある農地であることから、第1種農地と判断されます。なお、本件は議案第1号、1番、2番にそれぞれ関連しております。

番号4、八街字西木土地先、地目、畑、面積1,379平方メートルです。区分は、売買です。転用目的は、駐車場及び進入路用地です。転用事由は、運送業を営む権利者が、申請地の隣接に自社の倉庫があるも、荷物搬出入の際大型車の待機場がなく、路上駐車をせざるを得ないため、当該申請地を駐車場及び進入路として利用し、安全を確保するものです。農地の区分は、農用地域内にある広がりのある農地であることから、第1種農地と判断されます。

番号5、所在、吉倉字起シ田地先、地目、畑、面積754平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積820平方メートルです。転用目的は、太陽光発電施設用地です。転用事由は、当該申請地に太陽光発電施設を設置し、安全な自然エネルギーを利用した太陽光発電事業により安定した収入を得るといふものです。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等の理由から、第2種農地と判断されます。

以上です。

○三須会長

議案の説明が終わりましたので、担当委員の調査報告をお願いいたします。

最初に、議案第3号、1番を、長谷川委員、お願いいたします。

○長谷川委員

調査報告を申し上げます。

まず、立地基準ですが、申請地は八街駅から北へ約1キロメートルに位置し、周辺は住宅地で、市道に接しており、進入路は確保されております。農地性としては、事務指針の27ページの⑤の(a)の(i)に該当するため、第2種農地として判断いたしました。

次に、一般基準ですが、本申請は建売分譲住宅11棟用地ということです。申請面積は2,912平方メートルであり、建築面積との関係においても面積妥当と思われます。資金につきましては、自己資金にて賄う計画となっております。事業計画ですが、用水は市営水道、雨水は浸透システム、汚水、雑排水に関しては合併浄化槽でやるそうです。また、造成計画として、周囲にブロックを積み、土留めをして工事を行う。また、道路はアスファルトを舗装して側溝を敷設するという事です。また、法面の傾斜を30度以内で施工し、崩れないようにするという事をするそうです。また、工事中、通勤、通学の時間帯は資材の搬出入は行わないということであります。権利者は不動産業を行っており、申請地近隣は宅地の需要が多いため、建売分譲を計画したということです。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに、本案件は何ら問題ないものと思われま

す。以上で調査報告を終わります。

○三須会長

次に、議案第3号、2番、3番、4番を、保谷委員をお願いいたします。

○保谷委員

議案第3号、2番、3番に関連していますので、一括で調査報告を申し上げます。

まず、立地基準ですが、申請地は八街市役所より西へ方向へ約4キロメートルに位置し、八街市道に面しており、進入路は確保されております。事務指針25ページ②の④に該当するた

め、第1種農地と判断しましたが、事務指針29ページ②の⑥に、例外に該当すると判断しました。

次に、一般基準ですが、本申請は営農型太陽光発電施設ということですが、申請面積は、2番、0.34平方メートル、パネル200枚、杭72本、支柱1本、3番、1.04平方メートル、パネル600枚、杭220本、支柱3本であり、面積は妥当と思われます。資金の確保につきまして、自己資金及び借入金で賄う計画となっております。

次に、周辺農地の営農条件への支障について、隣接に対する被害防除計画。計画は、造成や埋め立てとはせず、設置作業の効率化を目的として整地のみを行う。用水、汚水はなし。雨水は敷地内自然浸透です。隣接する農地への土砂流出及び農作物侵入を防ぐため、素掘り側溝を講じる。日照についても、太陽光パネルが2メートルの高さがあるため、影響はありません。通風に関しても、太陽光施設に空間があるため、問題はありません。近隣へは、隣接する方面の草刈り管理で、ダイカンドラのほかへの侵入を防ぐということになっておりますので、周辺の農地の営農状況に支障を来すことはないと思われます。防災計画は、工事中は接道を走行する車両や人に十分注意を払い、事故のないようにすることです。また、申請地は土地改良受益地ではありません。必要性についても認められ、許可後速やかに事業を行うものと判断いたしました。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに、本案件は何ら問題ないものと思われます。

続きまして、関連しております議案第1号、1番、2番は、農地法3条の地上権の権利設定の許可申請についてでございますが、周辺の農地の関わる営農条件に支障はなく、当該農地に賃借人の同意を得ているため、許可相当と判断いたします。ただし、当該申請は5条一時転用に関連していることから、5条一時転用の知事の処分を待ち、知事の処分と同様の処分に合わせる事が望ましいと思われまますので、最終決定については会長専決で処理してはどうかと思います。

以上で調査報告を終わります。

続きまして、議案第3号、4番について、調査報告を申し上げます。

まず、立地基準ですが、申請地は八街市役所より西方向へ約10キロメートルに位置し、県道神門線に面しており、進入路は確保されております。事務指針25ページ②の⑥に該当するため、第1種農地と判断しましたが、事務指針31ページ②の⑥の(オ)に、例外に該当すると判断しました。

次に、一般基準ですが、本申請は駐車場及び進入路用地ということですが、申請面積は1,379平方メートルであり、面積は妥当と思われます。資金の確保につきまして、自己資金で賄う計画となっております。計画は、造成には、場内の土の整地と購入砕石で行い、搬入車両は朝9時、10台、夕方4時、10台、その他の時間帯は4台から5台の予定です。汚水、雑排水はなし、雨水は敷地場内に貯留池を設置し、浸透処理をします。防災計画は、工事中バリケード防護柵による保護、施工後は土堰堤に杉丸太と番線で設置し保護。周辺の農地の営農条件の被害防除対策、雨水が流出しないように土堰堤を設け防護し、通風は杉丸太により確保す

るとのことです。周辺の営農状況に支障を来すことはないと思われます。なお、事業計画について、隣接所有者に確認したところ、説明を受けて了解しているとのことでした。また、申請地は土地改良受益地ではありません。必要性についても認められ、あわせて許可後速やかに事業を行うものと判断しました。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに、本案件は何ら問題のないものと思われます。以上で調査報告を終わります。

○三須会長

次に、議案第3号、5番を金子委員にお願いいたします。

○金子委員

議案第3号、5番について調査報告を申し上げます。

まず、立地基準ですが、申請地は市役所より南に約6キロメートルに位置し、八街市道に面しており、進入路は確保されております。農地区分、事務指針28ページ⑤の(b)に該当するため、第2種農地と判断しました。

次に、一般基準ですが、本申請目的は太陽光発電として現状のまま利用する。申請地は平坦地で、周辺には木などの太陽光を妨げるものはなく、適切な場所である。メンテナンス用として幅2メートルの通路を専用に設け、雑草対策として防草シートを敷く。この防草シートは通水性のもので、雨水はその場で浸透させる。現状のまま整地するので、土砂の搬入はない。その上、防草シートを敷く。雨水は自然浸透。防災計画は、設備用地の周囲はブロック塀にフェンスを張り、周囲に土砂や雨水の流出を防ぐ対策をする。周辺農地の営農条件への被害防除対策は、申請地の西側が農地であるが、この農地は約1メートルの段差があり、しかも農地の方が高い位置にあるから、日光や通風の問題は生じられない。この農地の境には土留めが設置されている。また、隣接農地所有者との話し合いがあって、パネルの西側に位置しているから、反射等の心配はない。また、農地の方が高い位置にあるから畑に影響はないと思うが、逆に、農地等で風が強くて運ばれて、発電に支障をもたらしても、想定内として苦情を言わないようにという話し合いをいたしております。その他、特に問題はないとのこと。

以上のことから、本案件は何ら問題はないと思われます。

以上で調査報告を終わります。

○三須会長

担当委員の調査報告が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。何かございませんでしょうか。

(「質疑なし」の声あり)

○三須会長

質疑なしということでございますので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

最初に、議案第3号、1番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○三須会長

挙手全員でありますので、1番については許可相当で決定いたします。

次に、議案第3号、2番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○三須会長

挙手全員でありますので、2番については許可相当で決定いたします。

次に、議案第3号、3番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○三須会長

挙手全員でありますので、3番については許可相当で決定いたします。

次に、議案第3号、4番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○三須会長

挙手全員でありますので、4番については許可相当で決定いたします。

次に、議案第3号、5番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○三須会長

挙手全員でありますので、5番については許可相当で決定いたします。

続きまして、議案第3号、2番の関連であります、議案第1号、1番及び議案第3号、3番の関連であります議案第1号、2番についての担当委員の報告は許可相当です。いずれも5条の一時転用に関連していることから、知事の処分に合わせて会長専決としてはどうかという意見がありましたが、今後の事務処理につきましては会長専決ということでよろしいか、お諮りいたします。

(「異議なし」の声あり)

○三須会長

異議なしということでございますので、今後の事務処理につきましては会長専決といたします。

会議中ですが、15分ほど休憩いたします。

休憩 午後3時56分

再開 午後4時11分

○三須会長

それでは、再開いたします。

休憩前に引き続き会議を始めます。

それでは、議案第4号、農地利用集積計画についてを議題といたします。

事務局、説明願います。

○梅澤副主幹

それでは、議案書7ページをごらんください。

議案第4号、農用地利用集積計画の承認について、ご説明いたします。

本件につきましては、平成28年9月8日付で八街市長から、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の承認を求められております。

それでは、1番より説明いたします。番号1、所在、八街字東崎、地目、畑、面積2,065平方メートル、利用権の種類は賃貸借、期間は2年、再設定です。

番号2、所在、用草字磨拝塚、地目、山林現況畑が5筆、合計7,627平方メートル、利用権の種類は賃貸借、期間は1年、新規です。

番号3、所在、東吉田字平井、地目、畑が3筆で4,202平方メートル、東吉田字二塚、地目、畑が5筆で2,415平方メートル、8筆合計で6,617平方メートル、利用権の種類は賃貸借、期間は3年、字平井の3筆は再設定、字二塚の5筆は新規です。

次のページ、8ページになります。番号4、所在、八街字別ヶ野、地目、畑、面積3,000平方メートル、利用権の種類は賃貸借、期間は5年、新規です。

番号5、所在、八街字別ヶ野、地目、畑、面積4筆合計で7,201平方メートル、利用権の種類は賃貸借、期間は5年、新規です。

番号6、所在、八街字別ヶ野、地目、畑及び公衆用道路現況畑が計5筆で316平方メートル、八街字外満木山、地目、畑及び公衆用道路現況畑が3筆で1,975平方メートル、合計8筆で2,291平方メートル、利用権の種類は賃貸借、期間は5年、新規です。

続きまして、9ページになります。番号7、所在、上砂字元屋沢、地目、田、面積は2筆合計で4,194平方メートル、利用権の種類は賃貸借、期間は10年、新規です。

番号8、所在、上砂字元屋沢、地目、田、面積は1,163平方メートル、利用権の種類は賃貸借、期間は10年、新規です。

番号9、所在、勢田字脇、地目、原野現況畑が2筆、面積は3,470平方メートル、利用権の種類は使用貸借、期間は10年、新規です。

番号10、所在、文違字文違野、地目、畑、面積2筆で1万1,020平方メートル、榎戸字六ッ塚、地目、田現況畑が1筆で1,566平方メートル、3筆合計で1万2,586平方メートル、利用権の種類は賃貸借、期間は10年、新規です。

なお、ただいま説明いたしました番号1番から10番については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。

以上です。

○三須会長

議案の説明が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。何かございませんでしょうか

か。

(「質疑なし」の声あり)

○三須会長

質疑なしということですので、議案第4号、1番から10番までについては、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

○三須会長

挙手多数ですので、議案第4号、1番から10番までにつきましては、承認することに決定いたします。

次に、議案第5号、農地利用配分計画(案)についてを議題といたします。

事務局、説明願います。

○梅澤副主幹

議案書10ページをごらんください。

議案第5号、農用地利用配分計画原案の承認について、ご説明いたします。

本件につきましては、平成28年9月8日付で八街市長から、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定により、農用地利用配分計画(案)の意見を求められております。

それでは、1番よりご説明いたします。

番号1、所在、上砂字元屋沢、地目、田、面積は2筆合計で4,194平方メートル、利用権の種類は賃貸借、期間は認可の公告日から平成38年9月25日まで、新規です。

番号2、所在、上砂字元屋沢、地目、田、面積は1,163平方メートル、利用権の種類は賃貸借、期間は認可の公告日から平成38年9月25日まで、新規です。

番号3、所在、勢田字脇、地目、原野現況畑が2筆、面積3,470平方メートル、利用権の種類は使用貸借、期間は認可の公告日から平成38年9月25日まで、新規です。

続きまして、番号4、所在、文違字文違野、地目、畑、面積2筆で1万1,020平方メートル、榎戸字六ッ塚、地目、田現況畑が1筆で1,566平方メートル、3筆合計で1万2,586平方メートル、利用権の種類は賃貸借、期間は認可の公告日から平成38年9月25日まで、新規です。

なお、この4番につきましては、農地保有適格法人、旧農業生産法人を目的とした新規申請のため、本来は農地法第3条による審査を行うべきところですが、今回につきましては、農地中間管理事業を利用した申請ですので、問題のない案件と思われれます。しかし、参考までに権利者より関係書類を提出していただき、事務局で内容を確認したところ、法人形態、事業内容、議決権、役員構成、全て農地所有適格法人の要件が満たされていることを確認いたしましたので、ご報告いたします。

ただいまご説明いたしました番号1番から4番につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしているものと考えます。

以上です。よろしく申し上げます。

○三須会長

議案の説明が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。何かございませんでしょうか。

(「質疑なし」の声あり)

○三須会長

質疑なしということですので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第5号、1番から4番までについて、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○三須会長

挙手全員でありますので、議案第5号、1番から4番までについてを承認することで決定いたします。

次に、報告第1号、農地法第5条第1号の規定による農地転用の届出についてを議題といたします。

事務局、説明願います。

○宮内主査

それでは、報告第1号、農地法第5条第1項第1号の規定による農地転用の届出について、ご説明いたします。

番号1、所在、八街字笹引地先、地目、畑、面積388平方メートルです。目的は、管理施設用地です。事業内容は、国が行う北総中央農業水利事業における管理施設を建築するものです。

以上です。

○三須会長

本件につきましては報告事項でありますので、事務局の説明をもって終了いたします。

次に、報告第2号、農地利用集積の中途解約に係る通知を議題といたします。

事務局、説明願います。

○梅澤副主幹

続きまして、議案書12ページです。

議案第7号、農用地利用集積計画の中途解約に係る通知についてご説明いたします。

所在、上砂字元屋沢、地目、田、面積2筆合計で2,267平方メートル、合意成立の日は平成28年8月1日、土地引渡日は8月31日でございます。

以上です。

○三須会長

本案件につきましては報告事項でありますので、事務局の説明をもって終了いたします。

その他、事務局から連絡事項がありましたら、お願いいたします。

○川崎事務局長

では、私の方から来月の予定を申し上げます。

9月23日金曜日、午後1時半より、転用事実確認現地調査、中川副会長、岩品委員、保谷委員、お願いいたします。

10月4日火曜日、午後1時半より、やはり転用事実確認現地調査、三須会長、池田委員、金子委員、お願いいたします。

10月13日木曜日、午後1時半より、部会現地調査、農地部会第2班の委員の皆様、お願いいたします。

10月14日金曜日、午後1時半より、部会面接調査、農地部会第2班の委員の皆様、お願いいたします。

続いて、10月18日火曜日、定例総会、全委員の皆様をお願いいたしたいと思います。第1会議室で行います。

10月25日火曜日、午後1時半より、転用事実確認現地調査、林部長、山本委員、長谷川委員、お願いいたします。

10月14日、私、言い忘れたかと思いますが、金曜日の午後1時半より部会の面接調査を、農地部会第2班の皆様をお願いいたします。第1会議室で行います。

なお、総会開始時刻につきましては、総会開催通知を確認してくださるようお願いいたします。

以上でございます。

閉会を宣す。（午後4時24分）

議事録署名人

議 長

1 1 番

1 2 番